

平成23年

佐賀県西部広域環境組合議会定例会会議録

第1回 開 会 : 平成23年2月25日
閉 会 : 平成23年2月25日

佐賀県西部広域環境組合議会

平成23年 佐賀県西部広域環境組合議会 第1回定例会会議録

招 集 年 月 日	平成23年2月25日					
招 集 場 所	武雄市議会 議場					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開会	平成23年2月25日 午後2時4分			議 長 中村 雄一郎	
	閉会	平成23年2月25日 午後2時29分			議 長 中村 雄一郎	
応（不応）招 議員及び出席 並びに欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠	議席 番号	氏 名	出欠
	1番	江 頭 興 宣	出	12番	辻 浩 一	出
	2番	内 山 泰 宏	出	13番	田 代 正 昭	出
	3番	笠 原 義 久	出	14番	金 武 康 男	出
	4番	前 田 敏 美	出	15番	武 村 弘 正	出
	5番	黒 岩 幸 生	出	16番	山 下 時 三	出
	6番	松 尾 初 秋	出	17番	田 中 源 一	出
	7番	樋 口 久 俊	出	18番	小 林 正	欠
	8番	中 村 雄 一 郎	出	19番	片 渕 弘 晃	出
	9番	中 西 裕 司	出	20番	西 山 正 吉	出
	10番	谷 口 太 一 郎	出	21番	岩 島 正 昭	出
	11番	田 口 好 秋	出	22番	坂 口 久 信	出

地方自治法 第121条の規定 により説明の ため議会に出席 した者の職指名	管 理 者	塚 部 芳 和		
	副 管 理 者	樋 渡 啓 祐		
	事 務 局 長	伊 藤 元 康		
	事 務 局 次 長	織 田 清 弘		
	事 業 係 長	村 田 秀 哲		
	事 業 係 主 査	堤 隼 也		
	事 業 係 主 査	山 口 毅		
本会議に職務 のため出席した 者の職氏名	議 会 書 記	中 島 隆 二		

平成23年 佐賀県西部広域環境組合議会 第1回定例会

平成23年2月25日(金)

午後2時04分 開会

1 議員着席

2 開会・開議宣言

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		会期の決定
日程第 3	議案第1号	平成22年度佐賀県西部広域環境組合一般会計補正予算(第2号)について
日程第 4	議案第2号	平成23年度佐賀県西部広域環境組合一般会計予算について

午後2時04分 開会

○議長(中村雄一郎)

みなさんこんにちは。ただいまの出席議員は21名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから本日招集されました、平成23年佐賀県西部広域環境組合議会第1回定例会を開会いたします。それでは、直ちに本日の会議を開きます。

なお、開会前に4社より取材の申請があり、これを許可しておりますのでご了承ください。また、本議場の録音機器類や空調設備の操作のため、武雄市議会事務局職員が出入りすることについて許可しておりますので、こちらにつきましても、ご了承ください。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。佐賀県西部広域環境組合議会会議規則第71条の規定により、会議録署名議員に、

議席11番 田口 好秋 議員

議席20番 西山 正吉 議員 の両名を指名いたします。

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日2月25日の1日間といたしたいと思っております。ご異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、会期は本日2月25日の1日間とすることに決定いたしました。

次に日程第3、議案第1号「平成22年度佐賀県西部広域環境組合一般会計補正予算（第2号）について」、日程第4、議案第2号「平成23年度佐賀県西部広域環境組合一般会計予算について」、以上の議案を議題といたします。

ただいま議題といたしました議案について、管理者より提案理由の説明を求めます。

塚部管理者。

○管理者（塚部芳和）

みなさんこんにちは。平成23年第1回定例会の開会にあたり、組合運営について所信の一端を申し上げますとともに、今議会に提案いたしました2つの議案について、概要をご説明申し上げます。

平成22年度は、佐賀県条例に基づく「環境影響評価」のための現地調査を行うとともに、昨年度から取り組んでおります「施設整備基本計画」の策定、特に今回のごみ処理広域化の柱となる新ごみ処理施設の処理システム選定について作業を進めてまいりました。

この処理システム選定については、組合議員の皆様をはじめとして、たくさんの方から、より安心・安全で安定的な処理が可能となるごみ処理システムを選定することを重視すべきだとした意見をいただいたことを受け、再検証を行っているところでございます。平成27年度の施設稼動のためにも、本年5月末までには処理システムを決定できるように作業を進めているところでありますので、なにとぞご理解賜りますようお願い申し上げます。また、平成23年度はシステム選定終了後、プラントメーカーの選定や用地取得作業への着手など、施設建設着工にむけ、最終的な詰めの作業に着手してまいります。

これらの事業を進めていくためには、地元住民の皆様のご理解・ご協力を賜ることはもちろんのこと、佐賀県西部地区全域の皆様との信頼関係を築き上げていくことが必要不可欠であると考えており、誠心誠意努力してまいりますので、組合議員の皆様方には、さらなるご指導、ご助言を賜りますようお願い申し上げます。それでは、議案の概要をご説明申し上げます。

第1号議案「平成22年度佐賀県西部広域環境組合一般会計補正予算（第2号）」は、歳入歳出それぞれに1億60万3,000円を減額し、歳入歳出それぞれの総額を2億260万4,000円とするものでございます。補正の内容といたしましては、各種コンサルタント業務委託料についての減額が主なものとなっております。また、用地造成及び取付道路の実施設計委託料について、繰越明許をお願いいたします。

第2号議案「平成23年度佐賀県西部広域環境組合一般会計予算」については、総額を歳入歳出それぞれに1億7,885万3,000円と定めるものであります。前年度に対し、率で40.0%、額で1億1,920万3,000円の減となっております。

以上をもちまして、今回お願いしました議案の提案理由並びに概要の説明を終わります。どうぞ、よろしくご審議をお願い申し上げます。

○議長（中村雄一郎）

それでは、議案第1号「平成22年度佐賀県西部広域環境組合一般会計補正予算(第2号)について」、提出者から補足説明があればその説明を求めます。事務局長。

○事務局長（伊藤元康）

議案第1号、平成22年度一般会計補正予算(第2号)について、概要をご説明いたします。予算書の1ページをお開きください。

補正の内容は、第1条では、歳入歳出とも1億60万3,000円を減額し、補正後の歳入歳出それぞれ2億260万4,000円とするものでございます。第2条で継続費の変更をお願いしております。この内容につきましては3ページをお開きください。

第2表、継続費の補正では、当初予算において5件の業務委託について継続費をお願いしておりましたが、このうち、「総合評価落札方式による処理施設建設工事発注に係る業務」以下、3件の業務につきましては、処理方式が未決定のために取りやめとしたものでございます。第3条で繰越明許をお願いしております。この内容は4ページをご参照ください。

それでは、補正予算説明書において、歳入歳出の主なものについてご説明を申し上げます。

10ページをお開きください。

歳出の主なものについてご説明をいたしますと、事業費の委託料を1億3,097万9,000円の減額補正を行っております。別紙の資料の1ページをお開きください。

今年予定した9件の業務のうち、⑤の「総合評価落札方式による処理施設建設工事発注に係る業務」

以下3件につきましては、処理方式が未決定のために業務ができず、平成23年度当初予算での計上といたしております。

⑧の「最終処分基本設計」、⑨の「浸出水処理施設発注仕様書作成業務」につきましては、平成27年度稼働当初は有田町の最終処分場を利用することで、この2件の業務につきましては取りやめとすることで減額をいたしております。

次に積立金の3,159万1,000円の増額は、先ほどの委託料で取りやめた業務に係る国からの交付金につきまして平成23年度以降の国における予算確保が不透明な為、組合内部留保資金として今後の事業で使用することで国との協議が整いましたので補正しております。

この結果、歳入予算では、構成市町の負担金の減額をお願いしております、9ページに各構成市町の明細書を参照をしていただきたいというふうに思います。

以上で補足説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（中村雄一郎）

それでは議案第1号に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。議案第1号に対する討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。これより第1号議案の採決を行います。本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。

よって、議案第1号は可決されました。

次に議案第2号「平成23年度佐賀県西部広域環境組合一般会計予算について」、提出者から補足説明があればその説明を求めます。事務局長。

○事務局長（伊藤元康）

議案第2号、平成23年度一般会計当初予算について、概要をご説明いたします。

1ページをお開きください。

第1条では歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ1億7,885万3,000円とするものでございます。第2条では前年度からの継続費をお願いし、その詳細は3ページをご参照ください。

それでは予算説明書において歳入歳出の主なものについてご説明いたします。

22ページをお開きください。

歳出の主なものは、総務費では、今年4月より太良町からの職員受入れのための官舎の借上げ98万3,000円を含む361万5,000円を計上し、24ページの負担金補助金では、昨年12月に事務局次長体制により1名増として2,804万1,000円を計上をしております。

26ページの事業費では、報償費・旅費で総合評価技術審査の学識経験者5名分を計上し、委託料では資料の3ページに記載しておりますように、平成22年度当初に継続業務、発注者支援業務及び環境影響評価業務の2件と、平成22年度で減額した総合評価落札方式によるごみ処理施設建設工事に係る業務を含め6件の業務を行うための経費、1億710万8,000円を計上をいたしております。

28ページの負担金補助金では施設整備促進団体補助金100万円を計上をいたしております。この交付対象地域は、環境影響調査を行った建設予定地の松浦町と、周辺の大川町、武雄市武内町、若木町の4町と考えておりまして、松浦町の対策協議会に50万円、残り3町で最大50万円として予算計上をいたしたところでございます。

この歳出予算の財源としまして、4ページの歳入では構成市町から負担金1億6,253万9,000円を計上し、この負担金の構成市町ごとの金額は資料の2ページをご参照をしていただきたいと思いますというふうに思います。

また、繰入金1,631万円などを計上しているところでございます。なお今回の予算編成後の国からの交付金の内部留保金残額は1,700万4,000円ということになります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（中村雄一郎）

それでは議案第2号に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

14番。金武康男くん。

○14番（金武康男）

資料の29ページ、30ページの人件費のことについてお尋ねします。

前年度に比べて1名増で人件費総額が1,534万2,000円。その内訳として給料が856万9,000円、職員手当406万2,000円。まあこういうふうな形になっておりますけども、私どもの常識からすれば異常に高いんじゃないかと思うんですけども、これは例えばそのトータルにしましてもですね、7名で6,072万8,000円、これは常識的な数値なんでしょうか。管理者にお尋ねします。

○議長（中村雄一郎）

伊藤事務局長。

○事務局長（伊藤元康）

今のご質問についてご説明をします。先ほど私の補足説明にもありましたとおり、今年太良町から1名増ということになります。それで、確かに一人あたりの人件費を見られるとですね、確かに議員さんおっしゃるように高いということですが、まず私ども組合的ですね、どなたをくださいというご指名をするものではございません。係長級を1名、今年4月から派遣をしてくださいというようなお願いをしていくものでございますので、そういう意味では当初予算段階の予算編成段階での職員の積み上げというのはですね、あくまで想定の予算の積み上げをやっていくという関係でですね、どうしてもなかなか厳しいものがあります。そういう意味でですね、今回の一人あたりの人件費は、職員平均で約600万以上ということで計上をさせていただいてますけども、これ、派遣された職員の経験年数、その他に於いてですね、その辺が不透明なためにこういう計上をさせていただいたということでご理解を賜りたいというふうに思います。

○14番（金武康男）

よろしいですか。

○議長（中村雄一郎）

14番。金武議員。

○14番（金武康男）

一人増えて1,500万というのが常識的な数字なんですか。私ども有田町ではおそらくこれだったら3名ぐらい雇えると思うんですけど。

○議長（中村雄一郎）

伊藤事務局長。

○事務局長（伊藤元康）

申し訳ございません。私の分まで説明をしなければならなかったんですけども、11月末の首長会議の決定でですね、先ほど補足説明で言いましたとおり、事務局次長体制をし、そして事務局長を部長級をおくということですね、私実は12月1日付でこの組合の事務局長というふう就任したわけでございます。

私の前任の事務局員、武雄市からの派遣職員が係長級であったということですね、総額人件費について申しますと1.5人分ぐらい、前年からするとちょっと高くなったかなあと。その関係で管理職手当等々についてもですね、事務局次長、事務局長というこの2人の管理職手当が出さざるを得ないということもあってですね、そういう意味で対前年からするとですね、費用が増大したということでございます。

○議長（中村雄一郎）

14番。金武議員。

○14番（金武康男）

武雄市長にもお伺いしますが、武雄市でこういう給料っていうのは常識ですか。それから残業手当ですね。これ一年間で460万としてありますけども、460万も払うんだったら、臨時の雇用をですね、何人でも雇えると思うんですよ。そういうふうな考え方っていうのはないんですか。

○副管理者（樋渡啓祐）

議長。

○議長（中村雄一郎）

樋渡副管理者。

○副管理者（樋渡啓祐）

私からお答えを、これ副管理者としてお答えしますね。あの、ここ別に武雄市議会じゃありませんので、お答えしたいと思うんですけども、あの基本的に、私も総務省の役人をやっておりましたけれども、責任の度合いに応じて、あるいは職分に応じて、公務員の場合は給料が決まります。

したがって平均が高いとか安いというのはその構成を見てから判断すべきだと。したがって、例えば若い例えば4級とかの係長級の人たちがいてね、でその分でこれだけって言ったら問題ですけど、今あの、先ほど答弁があったように事務局長がいて、次長がいて、でこれ職員数にもありますけども、7級6級4級というふうこうはりついているわけですよ。そういった場合に私どもとしてはこれは適正な国家公務員、地方公務員の給与の比較としても適正だと考えております。

そして私どもとしては、これ、今の段階じゃあ非常勤の職員さんであるとかアルバイトの人たちをその分だけ増やせっていうのは私はそれは暴論だと思っています。あくまでもしっかりした職員がいて、

責任と権限に、まだスタートラインに立ってますので、その分でしっかり、道筋を立てた上で、先ほど議員からあったように、いや、その仕事はもっと非常勤とかに任せるべきだっていうのは、その段階に応じてすべきであって、今は私どもとしては責任のある者をきちんとおいて、そのためにうちもエースを泣く泣く出しましたので、それはそのようにご理解をしていただければありがたいと、このように思っております。

○14番（金武康男）

あと1回よろしいですか。

○議長（中村雄一郎）

14番。金武議員。

○14番（金武康男）

えーと、最初からこれだけの残業手当を見込むということも私は異常じゃないかなと思うんですよね。それならそれなりの体制をとって、きちっとしたこれだけ残業手当を見込まない方が、これだけ残業しよってというのは職員は大変じゃないですか。残業される対象の人は何人ですか。何人が、あとは管理職ってのは残業手当付かないはずですよ。何人で460万残業されるんですか。

○議長（中村雄一郎）

伊藤事務局長。

○事務局長（伊藤元康）

事務局7名派遣されておりますから管理職、事務局長、事務局長以外をもった5名が残業手当の対象であります。ただ、大小ではございません。業務の内容だというふうに私どもは考えております。来年度の方で考えますと、一つは地元折衝がかなり多くなるということで、これだけの残業手当を見込ませていただいたところでございます。

用地の取得、それから地元松浦町においての様々なご説明、この辺につきましても、相手方がどうしても昼間のお仕事がありますので、すべてが夜の業務になってしまうということもあってですね、その発生したものについては職員にご苦勞を願うということで当然、それについてはですね、残業手当を支払う必要があるだろうというふうに考えておまして、今回そういうことで予算計上させていただいたものでございまして、イコール、これだけ全て使うために不必要な残業をさせるつもりもございませんので、ぜひともご理解をよろしくをお願いをしたいと思います。

○議長（中村雄一郎）

他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。議案第2号に対する討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。これより議案第2号の採決を行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。

よって、議案第2号は可決されました。

以上で本会議に提出された案件の審議、討論、採決など、すべての日程が終了いたしました。

お諮りいたします。ただ今までに議決されました各議案について、条項、字句、数字その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。ご異議ありませんか。

〔異議なしの声〕

異議なしと認めます。よって、条項、字句、数字その他の整理は、議長に委任することに決定いたしました。

以上で、本会期の全日程を終了いたしました。これもちまして、平成23年佐賀県西部広域環境組合第1回定例会を閉会いたします。どうもおつかれさまでした。

午後2時29分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員